

(様式-2)

八千代市 登園届(保護者記入)暫定版

※この届は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみの使用となります

保育施設は乳幼児が集団で長時間にわたり生活する場です。集団での午睡や食事、遊び等では、子ども同士が濃厚に接触することが多いため、飛沫感染や接触感染が生じやすいということに留意が必要です。

また保育施設における感染症対策では、抵抗力が弱く、身体の機能が未熟であるという乳幼児の特性等を踏まえた適切な対応と、感染症の流行規模を最小限にすることを目標として対策を行うことが重要とされています。(「保育所における感染症対策ガイドライン」より抜粋)

下記の感染症については、登園の目安を参考に、主治医の診断に従い登園届の提出をお願いいたします。なお、本人の全身状態が安定し、集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

注意:登園後、体調不良が認められた場合は、早退いただく場合もあります。

該当疾患に○	疾患名	登園の目安
	インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱してから(平熱になってから)3日を経過していること。 発症日 月 日 解熱日 月 日
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過し、かつ症状軽快後1日を経過していること。発症日 月 日 ※①症状軽快日 月 日
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること。
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること。 全身状態が良いこと。※②
	細気管支炎 (RS・ヒトメタニューモ等)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。※②
	手足口病	発熱がなく(解熱後24時間以上経過し)、口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる。全身状態が良いこと。※②
	ヘルパンギーナ	発熱がなく(解熱後24時間以上経過し)、口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれる。全身状態が良いこと。※②
	感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎/ノロ・ロタ・アデノ等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり※③、普段の食事がとれること。 全身状態が良いこと。※②
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと。※②
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること。
	突発性発疹	解熱後24時間以上経過し、機嫌がよく全身状態が良いこと。※②
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆うことができれば登園可能。覆えない場合はカサブタが脱落するまで。(ジュクジュクした状態が治り患部が乾燥するまで。)
	その他()	

年 月 日に、医療機関名【 】

において上記の診断をうけましたが病状が回復し集団生活に支障がない状態のため

年 月 日より登園可能と判断しましたので登園いたします。

施設名

児童氏名

保護者氏名

※①症状軽快とは:解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあること。

※②全身状態が良いとは:水分が摂れる、日常生活が元気に送れる状態のこと。

(機嫌が悪い、食事が食べられない、元気がない、すぐ横になる等の場合は全身状態が良いとはいえません。)

※③嘔吐・下痢が治まるとは:登園前24時間に嘔吐・下痢がない、登園当日の朝排尿があった、吐き気や腹痛がない。